

獣医療広告制限が変わります！

～令和6年4月1日から、獣医療に関する広告制限が変わります～

獣医師の皆様におかれては、改正内容を理解し飼育者へ適切な情報提供をお願いします。

改正のポイント

獣医師への**正確かつ適切な情報提供の努力義務**を課しました！

獣医師の**専門性**※、**経歴**の広告が可能



※ただし、農林水産大臣の指定するものが認定した専門性に限る。

様々な**診療行為**の広告が可能



ただし、以下の併記が必要

- ① 問合せ先
- ② 主なリスク、副作用
- ③ 診療の内容
- ④ 費用

ウェブサイトも適切な**情報発信**の推進



詳しくは、**獣医療広告ガイドライン**を確認し、**飼育者**等が提供される**獣医療サービス**を**正しく理解し、適切に選択**できるようにお願いします。



獣医療広告ガイドラインを含む

「獣医療広告制限見直しについて」は、こちらから →
もしくは、以下のURLからご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/koukoku.html>

